

原議保存期間	5年（令和12年3月31日まで）
有効期間	一種（令和12年3月31日まで）

各 地 方 機 関 の 長 殿
各都道府県警察の長

警 察 庁 丙 運 発 第 3 1 号
令 和 7 年 3 月 3 日
警 察 庁 交 通 局 長

運転免許証及び免許情報記録個人番号カードの更新手続の簡素合理化及び更新時講習の運営改善について（通達）

運転免許証の更新手続の簡素合理化及び更新時講習の運営改善については、「運転免許証の更新手続の簡素合理化及び更新時講習の運営改善について」（平成31年4月5日付け警察庁丙運発第13号）に基づき運用されているところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行に伴い、下記のとおり所要の改正を行い、令和7年3月24日から運用することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、前期通達は、同日をもって廃止する。

記

第1 推進事項

1 運転免許証の即日交付制度及び免許情報記録の即日書換えの推進

- （1）運転者の利便及び更新時講習の充実を図るため、運転免許証の即日交付制度及び免許情報記録の即日書換え（以下「即日交付制度等」という。）を推進すること。
- （2）即日交付制度等を推進するため、施設の整備を図る必要のある都道府県においては、関係機関に対する働き掛けを更に強化すること。
- （3）即日交付制度等の対象地域は、交通の利便、住民の要望等を考慮して設定すること。

また、対象地域の拡大を図るため、サブセンター等の整備を促進すること。

2 日曜日窓口の開設

運転者の利便を図るため、日曜日においては、各都道府県内に少なくとも1箇所の更新手続のための窓口を開設すること

3 特別講習及び特別学級の推進

- （1）更新時講習の充実を図るため、受講者の態様に応じた特別学級の編成を推進すること。
- （2）更新時講習の充実を図るため、講習内容の見直しを積極的に行うとともに、講師の資質の向上に努めること。

4 無事故違反者等に対する警察署窓口の開設

- （1）簡素な講習の対象となる無事故無違反者及び特定任意講習受講済みの者（以下「無事故無違反者等」という。）の利便を図るため、即日交付制度等の対象地域内においても、必要に応じ、警察署等に更新手続のための窓口を開設すること。

また、今後、即日交付制度等を実施する地域においても、無事故無違反者等の利便を図るため、必要に応じ、警察署等窓口を引き続き確保すること。

- (2) 運転免許証の更新を受けようとする者のうち無事故無違反者等については、運転免許証の郵送により、1回の来所で手続を終了することができるように配慮すること。

第2 基本的留意事項

1 体制の確立

業務処理体制の検討及び組織の総合的運用により必要な要員を確保するとともに、施設及び各種機材の速やかな整備に努めること。

2 教養の徹底

- (1) 全警察職員に対し、今回の施策の趣旨及び内容について指導教養を徹底すること。

- (2) 更新業務に従事する警察職員に対しては、更新業務に習熟するよう特に事前の指導教養を徹底するとともに、公衆接遇の改善及び事務処理の迅速化についても十分指導教養すること。

3 広報活動の徹底

あらゆる広報媒体を積極的に活用し、施策の内容について広く一般に周知徹底すること。

4 関係団体等との連携

関係団体等に対し、施策の趣旨及び内容について十分説明し、関連事務の処理及び講習の実施体制が整備充実されるよう積極的に働き掛けること。